

H29.12.1 から旧スプリアス規格設備に係る免許条件が変わります

～変更に伴うアマチュア局の保証に係る手続きのお知らせ～

☆ 旧技術基準適合証明機器（注 1）やその他の旧スプリアス規格で製作された無線機では、経過措置の終了により、そのままでは、H29.12.1 以降、免許・変更許可（機器の増設・取替等に係るもの）を受けることができなくなります。

注 1：H19.11.30 以前に製造された旧スプリアス規格の技術基準適合証明機器

1 H29.12.1 以降免許・変更許可を受ける場合

- JARD が公表している「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている無線機については、これまでどおり、H29.12.1 以降も JARD の保証（注 2）により、免許・変更許可が受けられます。

なお、機器リストに掲載されていない無線機（自作機、外国製の機器を含む）については、スペアナ画面の写真の添付等新スプリアス規格を満たしていることを確認して保証を行います。詳しくは JARD 保証事業センター（基本保証担当）までお問い合わせ下さい。

注 2：開設、変更（機器の増設、変更（取替含む。）のための保証（「基本保証」と言います。）。既設局の無線機に対して行う「スプリアス確認保証」とは異なります。

2 H29.11.30 までに免許・変更許可を受ける場合

- 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されていない旧スプリアス規格の無線機（H17.11 以前に製作された自作機及び外国製の機器などを含む。）による免許・変更許可を希望される場合には、平成 29 年 11 月 17 日（金）までに JARD に届くように書類を提出して下さい。（書類による申請の場合も電子申請の場合もいずれも 11 月 17 日（金）必着です。）

この場合、当該無線機は「旧スプリアス規格」として免許・許可となり、H34.11.30 まで使用できます。

※ H17.12.1 のスプリアス規格改正に係る無線設備規則の経過措置の適用を受けるものは、H29.11.30 までは JARD で旧スプリアス規格として保証を行うことにより免許・変更許可が受けられます。

- 旧技術基準適合証明機器については、H29.12.1 以降、直接総合通信局への申請を行う簡易な免許手続きができなくなります。

これらの無線機を使って免許・許可手続きを希望する方は、H29.11.30 までに免許・許可を受けられるように、この期限の 1 か月前までに十分な時間的余裕をもって所管する総合通信局等に申請手続きを行うようにして下さい。

技術基準適合証明機器の新旧の規格は、総務省の電波利用ホームページの

機器検索ページにて確認できます。

(参考) H29.12.1 からの制度変更の概要と JARD の対応

- 1 H17.12.1 のスプリアス規格改正に係る無線設備規則の経過措置の一部が H29.11.30 で終了し、H29.12.1 からは新スプリアス規格に適合していないと、免許・許可が受けられなくなります。
- 2 そのため、JARD においても無線局の開設又は無線設備の変更に係る基本保証を行うに当たり、その審査項目に「無線機が新スプリアス規格に適合している」ことの確認を行います。
- 3 JARD が公表している「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載された無線機は、JARD が実機を使った実態調査により、新スプリアス規格を満たしているものとして保証可能と判断しているものです。
これらの無線機による無線局の開設又は無線設備の変更申請を行うものについては、これまでと同様の保証のお申し込みにより、H29.12.1 以降も基本保証を行います。
- 4 なお、「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されていない無線機については、スペアナ画面の写真の添付等新スプリアス規格を満たしていることを確認して、JARD で基本保証を行います。

「基本保証」及び「スプリアス確認保証可能機器リスト」について、詳しくは JARD のホームページでご確認下さい。 ⇒ <https://www.jard.or.jp>

一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会

JARD



※ お問い合わせは JARD 保証事業センターへ

★基本保証担当 ☎ 03-3910-7263

